

久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託仕様書（案）

1. 業務委託名

久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託

2. 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで

3. 業務の目的

全国的に少子化が進行する中、本町においても児童生徒数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでいる状況にある。また、過年度調査における将来人口推計の結果より、今後も児童生徒数の減少に伴う学級数の減少により、複式学級の増加が想定されている。

さらに、地域間の学校規模には偏りが見られており、将来的には教育格差をはじめ、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。

久米島町においては、令和5年度に久米島町立小中学校適正規模・適正配置に関する調査研究（以下、「令和5年度調査」）を進め、将来的な見通しや住民意向などを整理してきた。

本業務は、これらの背景を踏まえ、令和5年度調査に基づき、町立学校（6小学校、2中学校）における学校規模・適正配置の定義を明確にし、よりよい教育環境を確保するために将来的な学校の統合や再編に向けて、統合・再編計画の策定を行うことを目的とする。

4. 業務内容

ア 久米島町立小中学校適正規模・適正配置に関する調査研究資料の確認及び修正

久米島町作成及び提供される久米島町立小中学校適正規模・適正配置に関する調査研究資料（令和5年度作成）及び基本構想案（令和6年度作成）に基づき、記載内容の整合性や資料の過不足等を含め、確認と修正を行い、計画を策定する。業務内容は以下のとおりである。

（1）計画策定の目的や計画期間等・久米島町の概要整理

計画策定の目的や計画期間等について整理するとともに、過年度調査結果を基に、久米島町の位置、地勢や開発動向等の基礎情報を整理するとともに、町の人口動向や児童生徒数、学級数の動向など基礎情報の整理・分析を行う。

（2）児童生徒数及び学級数の将来見通しの確認

令和5年度調査結果を基本としながら、各学校、各学年における、短期（概ね10年後）および、中長期（概ね20年後）における児童生徒数の見通しを確認する。また、児童数推計を踏まえ、将来における各学校、各学年における学級数の推計を行う。

（3）学校適正規模・適正配置基本方針

過年度調査結果を基に、本町における学校適正規模・適正配置の定義を定め、学校適正規模・適正配置の実現に向けた課題や課題解消に向け想定される方策等を整理する。

（4）学校統合・再編の必要性

本町立学校における統合・再編の必要性について、整理する。

(5) 学校統合・再編の基本方針

学校統合・再編の方向性を示すとともに、再編統合後の学校規模や通学条件等を整理する。

(6) 計画候補地等の検討

統合・再編後に利用する校舎について、既存施設や校区等の状況を整理した上で、既存施設の継続活用や新規建設の可能性について検討を行う。新規建設が必要な場合は必要な学校施設の規模を検討し、校区や通学路等を考慮したうえで計画候補地の選定を行う。また、既存学校の跡地利用の方向性についても検討を行う。

(7) 統合・再編において留意すべき事項の整理

1) 通学距離・通学時間に配慮した通学手段の確保

統合・再編後における学校配置を基に、通学距離や通学時間の整理を行い、スクールバスを含めた安全な通学手段の確保に向けた検討を行う。

2) 児童生徒への配慮

統合・再編により、児童生徒へ過度な負担が生じないように、環境変化への対応等、児童生徒に対する配慮事項を整理する。

3) 地域との連携

統合・再編により通学区域の拡大や、一部地域から学校がなくなることにより統合・再編後の学校と地域との関係の希薄化が懸念されることから、地域における学校の役割などを整理し、継続的な連携について検討を行う。

イ 幼小中学校整備計画（施設一体型・単独型1・単独型2）

久米島町立小中学校適正規模・適正配置に関する調査研究資料及び基本方針案に基づき、全庁的な審議を行うため、下記項目を実施する。

(1) 整備計画の検討

学校施設の新規建設を行う場合は、計画候補地におけるおおまかな配置計画や整備方針を検討する。既存施設の改修による利活用を図る場合は、改修方針及び改修内容の検討を行う。

(2) 概算事業費の算出

統合・再編により想定される概算事業費（用地費、建設（改修）費等）の算出を行う。

(3) 事業スケジュールの検討

統合・再編計画の事業スケジュールの作成を行う。

(4) 外部審議会の運営支援（3回開催、うち1回は現地参加）

（仮称）久米島町立学校適正規模等審議会の運営支援を行う。

(5) 報告書とりまとめ

学校統合・再編計画（案）に係る検討内容をとりまとめる。

5. 成果品

No	成果物	数量	仕様
(1)	業務報告書	2部	ドッチファイル
(2)	久米島町立学校統合・再編計画	50部	A4版・フルカラー・くすみ製本
(3)	上記に係る電子データ	1式	CD-R

6. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって久米島町の定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 業務着手届 (ロ) 管理技術者（主任技術者含む）届 (ハ) 業務工程表
(ニ) 業務完了届 (ホ) 納品書 (ヘ) その他、発注者が必要とする書類

7. 留意事項

町が提供する計画策定のために必要な資料は、本業務以外の使用は不可とし、業務終了後にこれを返却すること。

受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本町へ帰属するものとし、業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること、また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本町は責任を負わない。

業務終了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合は、速やかに訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。

仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、別途協議する。

8. 積算条件

- ・直接人件費には、オンライン及び直接打ち合わせの経費含む
- ・技師単価は令和6年度最新単価を使用すること
- ・本業務の実施に係る基礎資料は発注者より提供
- ・旅費は、時間変更可能な税抜き価格で計上
- ・業務打ち合わせは、初回と最終の計2回開催。2人×2回で積算。
- ・3回の外部審議会のうち、最終審議会は現地参加とし、それ以外はオンラインによる議事録作成を行う。
- ・業務完了検査は旅費交通費には含まない。
- ・「国土交通省の積算基準（ $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$ ）でその他の原価、一般管理費を積算すること」